

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 地方自治法施行令の一部改正

特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法について所要の見直しを行うこと。（附則第七条の

四関係）

第二 地方財政法施行令の一部改正

一 臨時財政対策債の発行可能年度を平成二十六年から平成二十八年度までとすること等に伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこと。（附則第十条から第

十九条まで関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 災害対策基本法施行令の一部改正

地方消費税率の引上げによる地方消費税及び地方消費税交付金の増収分の全額を基準財政収入額に算入することに伴い、標準税収入額の算定方法を定める規定について所要の見直しを行うこと。（第四十三条

関係）

第四 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正

臨時財政対策債の発行可能年度を平成二十六年から平成二十八年度までとすること等に伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこと。（附則第四条から第七条まで関係）

第五 附則

- 一 この政令は、平成二十六年四月一日から施行すること。
- 二 第三条の規定による改正後の災害対策基本法施行令第四十三条第二項の規定の適用について、所要の経過措置を設けること。